

令和4年度山形県外国人介護福祉士人材確保事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、経済連携協定（EPA）に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習を支援するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）の規定及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、外国人介護福祉士候補者に対して日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行う外国人介護福祉士候補者の受入施設（以下「受入施設」という。）を有する法人とする。

(交付対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費は、令和4年12月13日付け社援発1213第1号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、受入施設が令和4年4月1日以降に実施する、実施要綱（6）ウ「地域福祉増進事業」のうち、実施要綱の別添28「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領」に掲げる事業及び経費を対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額とする。

なお、算出した額に、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（様式第1号）
- (2) 支出予定額内訳書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号イに規定する軽微な変更は、補助金の総額の10パーセントを超えない額の減額とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、関係書類を添えて事業計画変更承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業を中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書(様式第6号)を知事に提出し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条に規定する補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、令和5年4月20日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金精算書(様式第7号)
- (2) 支出済額内訳書(様式第8号)
- (3) 事業実績報告書(様式第9号)

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第10号)に資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第11号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営

を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(帳簿の備付等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費
<p>(1)外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費 候補者一人当たり175千円 ただし、令和4年度に入国する外国人介護福祉士候補者については、年度途中から施設において就労を開始するため、就労月数に応じて補助基準額を月割り計算することとし、送り出し国ごとに候補者一人当たりの額を次のとおりとする。</p> <p>2022ベトナム陣 就労開始時期2022年10月 87千円 2022インドネシア陣 就労開始時期2022年12月 58千円 2022フィリピン陣 就労開始時期2023年1月 43千円</p>	<p>(1)に関する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る。）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>
<p>(2)外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費 候補者一人当たり75千円</p>	<p>(2)に関する経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料に限る。）</p>
<p>(3)外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費 受入施設一施設当たり60千円</p>	<p>(3)に関する経費 諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。）</p>